

平成 30 年
第 8 回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 平成 30 年 8 月 29 日（水） 午後 2 時 3 0 分～

2. 場 所 南九州市颯娃文化会館

3. 出席委員（ 19 人）

会長 1 番 寶代 行廣・

会長職務代理 2 番 今市 範男

委員 3 番	栗ヶ窪 和治	4 番	下之門 信洋	5 番	宮原 耕一
7 番	田中 司	6 番	東 鈴子	8 番	君野 潤二
9 番	松村 孝徳	10 番	吉崎 久男	11 番	菊永 多佳子
12 番	宮原 俊郎	13 番	徳永 映子	14 番	松永 正美
15 番	東垂水 勝秀	16 番	永山 明美	17 番	梶山 俊孝
18 番	栢木 いさ子	19 番	大隣 初美		

4. 欠席委員（ 1 人）

20 番 月野 貴大

推進委員

奥藺 克年 塗木 清栄 上野 康久 内門 章一 ・ 出席委員（16 名）

5. 議 題

○ 開会の宣告

○ 会長諸般の報告

○ 事務局長諸般の報告

○ 開議の宣告

○ 日程第 1 会議録署名委員の指名

○ 日程第 2 会期決定の件

○ 日程第 3 農地所有適格法人適格要件届出に関する説明の訂正について

○ 日程第 4 議案審議に係る通知事案について

○ 日程第 5 農業経営改善計画認定者の報告について

○ 日程第 6 議案第 48 号 農地所有適格法人の承認について

○ 日程第 7 議案第 49 号 農地法第 5 条許可申請の取下げについて

○ 日程第 8 議案第 50 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定

の許可基準の変更について

- 日程第 9 議案第 51 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定
について
- 日程第 10 議案第 52 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日程第 11 議案第 53 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取
決定について
- 日程第 12 議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積
計画に対する意見決定について
- 日程第 13 その他
- 閉議の宣告
- 閉会の宣告

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 芝原 和己

農政係長 加治佐和彦 係員 松元 久美 中村 信介

農地係長 塗木 芳浩 係員 川畑 和成 橋村 将平

7. 会議の概要

開 会 午後 2 時 30 分

事務局長 定刻になりましたのでご起立願います。
「一同 礼」
ご着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。月野 委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。ただいまの出席人員は 19 名で、会議の定足数に達しております。
これより平成 30 年第 8 回南九州市農業委員会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の 105 頁をご覧くださいと重
います。（諸般の報告をおこなう）

議 長 続きまして事務局諸般の報告に移ります。事務局長の報告を求めます。

事務局長 諸般報告をおこなう。

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

宮原委員 今、南九州市創生総合戦略本部会議の委員会関係の説明がありましたが、それ以外では課題になっていること、問題になっていることはどの様なことが議題になっていたのでしょうか。解る範囲で結構です。

会 長 空き家対策、人口減による農家の担い手不足などが課題として上がりました。

議 長 他に有りませんか。

今市委員 ○○地域の集落営農の事です、第1回の会では○○地域全体を取り込んでやっていこうと言う事でしたが、それは難しいだろうとの話だったと思うのですが、今回の役員会の話はどの様なことでしたか。

事務局長 まだ、どうゆう事という段階ではないのですが、とりあえずは出来るところから、出来る人たちからやっていこうという話でした。○○地域は川辺では農地も広田の水系も4つほどあったかと思いますが、これを一緒にやるとなると非常に難しいのでまずは出来るところから少しずつやっていこうという事だったと思います。

議 長 他に有りませんか。

議 長 ないようでございますので、これより本日の会議を開きます。会議に先立ちお願いをいたします。会議録作成に必要でございますので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手の上、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1会議録署名委員の指名をおこないます。会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により12番 宮原 俊郎 委員 13番 徳永 委員を指名し、会議書記に加治佐農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2 会期決定の件を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日8月29日の1日間としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議 長 続きまして日程第3 農地所有適格法人適格要件届出に関する説明の訂正について事務局の説明を求めます。

農政係長 説明いたします。先月の農地所有適格法人適格要件届出の審議の中で梶山委員より農地所有適格法人適格要件届出に係る協議書の法人の面積と、営農計画書の面積が違うがどちらが正しいのかとの問いに対して、私の方が、営農計画書が正しいですと回答いたしましたが、再度確認いたしましたところ、農地所有適格法人適格要件届出に係る協議書の法人の面積86,450 m²が正しい面積でしたので、議案書の営農計画書の訂正と、議事録の訂正を行いますのでご理解をお願いします。併せて、私の確認不足に対して深くお詫びを申し上げます。申し訳ありませんでした。

議 長 只今の、農政係長の説明に対しまして、質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようですので、次に移りますが、事務局の方は今後十分に注意をお願いします。

議 長 続きまして、日程第4 議案審議に係る通知事案について、事務局の説明を求めます。

農地係長 それでは、議案審議に関する農用地利用集積計画並びに、議案審議に関しない農用地利用集積計画の合意解約について説明いたします。6件からになります。今回、農用地利用集積計画の合意解約による通知事案ですが、29件の合意解約がなされました。内容は、賃貸人が指宿市の〇〇〇〇さん、賃借人は顚娃町〇〇の〇〇〇〇ほかの申し入れです。解約の主導は、貸し人主導によるものが17件、借り人主導によるものが10件、中間管理事業への載せ替えが2件となっております。地目ごとの内訳は、畑が50筆56,339 m²となります。地域別では、顚娃地域15件、知覧地域7件、川辺地域7件となっております。以上でございます。

議 長 只今の事案について、質疑はありますか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑なしと認めます。只今の案件につきましては、あくまでも通知事案でございますので、ご了承いただきたいと思います。

議 長 続きまして、日程第5 農業経営改善計画認定者の報告についてを議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長 それでは、資料は15 頁からになります。今回認定されたのは1 件です。再認定が5 件あります。まず最初に、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。これまで主に〇〇地域で、お茶の経営を行っていましたが、現状はお茶の市場相場が低迷しており、今後も見通しがつかない中、自販、小売部門を強化するために付加価値の高い品種の新植を進め、また、自販率を高めて経営の安定化を図りたい考えです。経営改善目標を達成するために、農業委員会による優良農地の斡旋や連担化及び経営管理・生産方式の合理化に努めるとともに、農業制度資金の活用を希望しておられます。以上でございます。尚、再認定等については、お目通しください。

議 長 只今事務局から報告のありました件について質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問なしと認めます。只今の案件につきましても、あくまでも報告事案でございますのでご了承いただきたいと思います。

議 長 これより審議に入ります。まず、日程第6 議案第 48 号 農地所有適格法人の承認についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

農政係長 それでは、農地所有適格法人の承認について説明いたします。今回は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんの案件です。法人の事業内容としましては、イチゴ・マンゴウのハウス栽培とブルーベリーの栽培並びに販売等で、会社設立は平成30 年7 月、構成員は2 人となっています。資本金の額は300 万円で、経営面積が4,787 m²になります。農地所有適格法人は「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「業務執行役員要件」の4 つの要件を全て満たさなければなりません。「法人形態要件」については、株式会社です。「構成員要件」については出資者2 人で、常時従事する農業関係者が総議決権の2 分の1 を超えております。「事業要件」については、農業の経営及び農産物の生産加工・販売等が主な事業となっております。「役員要件」

についても、役員の過半が法人の農業・農作業に従事します。
以上、全ての要件を満たしていることをご報告いたします。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。議案第 48 号に係る案件については、申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 48 号に係る案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議 長 次に、日程第 7 議案第 49 号 農地法第 5 条許可申請の取下げについてを議題いたします。事務局の説明を求めます。

農地係長 25 ページ、審議番号 1 番を説明いたします。今年の 3 月の総会でご審議頂き許可相当で決定し、県常設審議委員会へ意見聴取を提出したところです。許可基準の第 3 種農地の 300m 以内農地として、企画課との連携により企業誘致事業で進めようとしておりましたが、宅地造成のみは都市計画用途地域内農地であることと県からの指導で保留になっており、申請者と協議の結果、今回取下げるものであります。なお、この案件は、申請内容を見直し、書類が整い次第、再度提出される予定です。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「無し」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 49 号 農地法第 5 条許可申請の取下げについては、申請通り承認することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 49 号に係る案件については、申請どおり承認することに決定されました。

議 長 次に日程第 8 議案第 50 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定の許可基準の変更についてを議題とします。事務局の説明を求めます。

農地係長 説明いたします。先月の総会で、申請人〇〇〇〇が堆肥舎建築についてご審議頂き、第 1 種農地の不許可の例外である「既存施設の拡張」として許可相当で決定し、県常設審議委員会へ意見聴取をするために資料を提出したところ県農村振興課より既存施設と接していないことの指摘を受け、協議を行った結果、申請地の見直しを行い、申請地が農業用施設用地であることから許可基準を第 1 種農地の不許可の例外である「農業用施設等」として許可基準を見直し、8 月 7 日開催の常設審議委員会で提案どおり許可をいただきましたので報告いたします。今後、許可基準判定については慎重に基準判断をしていきたいと思いをします。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について、審議をお願いします。

議 長 質問、ご意見はございませんか。

委 員 「無し」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第 50 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可基準の変更については、報告のとおり承認することにご異議ありませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって議案第 50 号に係る案件については、報告のとおり承認することに決定されました。

議 長 次に、日程第 9 議案第 51 号 農業振興地域整備変更計画書（案）の意見決定についてを議題といたします。まずもって現地調査員の報告をお願いいたします。まず

審議番号①②番について大隣委員をお願いします。

大隣委員

8月10日、吉崎 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査を行ないましたので、ご報告いたします。農業振興地域整備変更計画書（案）について報告いたします。31頁、審議番号1番です。申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。申請地は、穎娃町〇〇他2筆で、山林の11,252 m²です。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇Kmの〇〇集落の北側付近に位置します。申請地は、日照条件が良く太陽光発電に適していることから、申請地を譲り受けて太陽光発電施設を設置し、土地の有効活用を図るため、農用地区域から除外をするものです。詳細は、議案資料の32～34頁の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのことでした。このことから、農用地区域からの除外については、やむをえないものと判断しました。

次に、審議番号2番です。申請人は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、穎娃町〇〇畑の3808 m²の内、1,119 m²です。申請地は、穎娃庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の北側付近に位置します。変更理由は、現在経営するお茶工場の生産・加工に伴う経営基盤の強化及び駐車場不足を解消するため、隣接する自己所有地の一部に農業用倉庫を建設し、大型機械、トラック等の駐車場を設けようとするもので、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。詳細は、議案資料の35・36頁の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判断しました。現地調査の報告を終わります。

議 長

次に東委員をお願いします。

東 委員

8月10日、松村 孝徳 委員、事務局及び関係者立ち会いのもと、現地調査を行ないましたので、ご報告いたします。審議番号3番です。申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、田の413 m²です。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。申請地は、父親の所有地であり、申請地を借り受けて、一般住宅を建築するため、農用地区域から除外をするものです。詳細は、議案資料の37・38頁の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。代替地についても検討しましたが、適当な土地が見つからなかったとのこ

とでした。このことから、農用地区域からの除外については、やむをえないものと判断しました。現地調査の報告を終わります。

議 長 次に松村委員をお願いします。

松村委員 審議番号4番です。申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇畑の2,369 m²です。申請地は川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落の西側付近に位置します。変更理由は、申請人は畜産業を営んでおり、現在ある牛舎が手狭になってきたことから、牛舎を建築しようとするもので、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」となっております。詳細は、議案資料の39・40頁の地図をご覧ください。申請地は、農用地区域内にありますが、他の農地には耕作道路が確保されているため、集団化及び作業効率への支障はなく、用排水路等にも支障を及ぼす恐れもないものと判断しました。このことから、農用地から農業用施設用地への「用途区分の変更」については、やむを得ないものと判断しました。現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。4件ともに、内容については、現地調査員の説明のありましたとおりでございます。農業振興地域の変更条件には、代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響、用排水路への影響、土地改良事業等の有無について検討することとなっています。代替地の検討、農地の集団化・作業効率への影響等については、現地調査委員から報告があったとおりでございます。また、土地改良事業等については、全案件実施されていません。このことから、1番3番の農用地区域からの除外と、2番4番の農用地から農業用施設用地への用途区分の変更は、やむを得ないものと判断するところです。以上で、補足説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、現地調査員の報告並びに事務局から説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、農業振興地域整備変更計画書（案）の審議番号2番は、永山 委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第51号の内、農業振興地域整備変更計画書（案）の審議番号2番を除く3

件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって議案第 51 号の案件の内、農業振興地域整備変更計画書（案）の審議番号 2 番を除く 3 件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 51 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。永山委員の退室を求めます。

（永山委員 退室）

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 51 号の内、農業振興地域整備変更計画書（案）の審議番号 2 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 51 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。永山委員の入室を許可いたします。

（永山委員 入室）

議 長 永山 委員に報告いたします。議案第 51 号の内、農業振興地域整備変更計画書（案）の審議番号 2 番、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 10 議案第 52 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可についてを議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 それでは、農地法第 3 条の規定による農地等の権利移動の許可申請に対する許可についてご説明申し上げます。42 頁からになります。今回の申請は、所有権移

転9件になります。所有権移転について、譲渡人は愛知県岡崎市の〇〇〇〇さん、譲受人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんほかの申請であります。内訳は、田が1筆で1,747㎡、畑が11筆で8,498㎡、合計12筆10,245㎡となっています。理由は、1番・4番・7番・9番が相手方の要望、2番が叔父から、5番が親戚から、6番が姪及び甥から、8番が兄から受贈、3番が規模拡大となっております。土地の取引価格につきましては、10aあたり、畑が100,134円から5,565,863円で売買される予定です。地域別では、潁娃2件、知覧5件、川辺2件でございます。また、法第3条第2項各号の判断については、43～47㊦の調査書、48㊦の営農計画書のとおりでございます。以上の案件については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、事務局としましては、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。以上で、説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議 長 只今、事務局から説明のありました案件について審議をお願いします。
質問、ご意見はございませんか。

吉崎委員 取引価格が10aあたり5,565,863円とびぬけていますが、どうしてですか。

事務局長 3番の案件でございます。この案件につきましては、知覧地域の〇〇地域で6月に5条申請で宅地造成をした残りの部分で同じ方の購入です。この辺は、振興住宅地なので宅地見込でその価格になったと思います。

議 長 他に有りませんか。

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。
議案第52号農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件について申請どおり許可することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。
よって、議案第52号農地法第3条許可申請に対する許可については、全案件については、申請どおり許可することに決定いたします。

議 長 次に、日程第11議案第53号農地法第5条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定についてを議題といたしますが、まずもって現地調査員のご報告をお願いします。まず、所有権移転の9件の報告をお願いします。まず①②③番につ

いて吉崎委員お願いします。

吉崎委員

50 ㊦，審議番号1 番です。譲受人が，潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が，指宿市の〇〇〇〇さんです。申請地は，潁娃町〇〇，畑の388 m²です。申請人は現在，借家住まいで手狭になってきたことから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。申請地は，潁娃庁舎から〇〇に〇〇km の〇〇集落に位置します。詳細は，議案資料の53・54 ㊦の地図をご覧ください。申請地の北側と東側は宅地に，南側は畑に，西側は道路に接しています。現状のままです。利用するので土砂流出等の恐れはなく，雨水はため枡を設け水路に放流し，汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し，日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから，一般住宅への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

次に，審議番号2 番です。譲受人が，潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が，指宿市の〇〇〇〇さんです。申請地は，潁娃町〇〇，畑の578 m²です。申請人は現在，借家住まいで手狭になってきたことから，申請地を譲り受けて，一般住宅を建築しようとするものです。申請地は，潁娃庁舎から〇〇に〇〇km の〇〇集落に位置します。詳細は，議案資料の55・56 ㊦の地図をご覧ください。申請地の東側と南側は宅地に，西側は畑に，北側は道路に接しています。現状のままです。利用するので土砂流出等の恐れはなく，雨水はため枡を設け水路に放流し，汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し，日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから，一般住宅への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。

次に，審議番号3 番です。譲受人が，潁娃町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が，兵庫県明石市の〇〇〇〇さんです。申請地は，潁娃町〇〇他1 筆で，畑の577 m²です。申請人は現在，隣接地で保育園を経営しており，駐車場不足を解消するため，申請地を譲り受けて，駐車スペースを確保しようとするものです。申請地は，潁娃庁舎から〇〇に〇〇km の〇〇集落に位置します。詳細は，議案資料の57・58 ㊦の地図をご覧ください。申請地の東側は宅地と畑に，南側は道路に，東側は畑に，北側は山林に接しています。現状のままです。利用し，北側と西側はブロック塀を設置するので土砂流出等の恐れはなく，雨水は自然流下で水路に放流し，日照・通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから，駐車場への転用は，やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長

次に大隣委員お願いします。

大隣委員

51 ㊦，審議番号4 番です。譲受人が，霧島市の〇〇〇〇さんです。譲渡人が，

鹿児島市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の447㎡です。譲渡人が鹿児島市在住により十分な管理ができないため、親戚の跡見である譲受人が申請地を譲り受けようとするものです。また、隣接地の宅地も併せて譲り受けようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の59・60ページの地図をご覧ください。現況はすでに、山林となっており始末書も添付されております。申請地の周囲は宅地や畑に接していますが被害等の影響を及ぼす恐れはありません。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議長 次に、松村委員をお願いします。

松村委員 審議番号5番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の201㎡です。申請人は、運送関係の仕事をしており大型トラックを使用しているため、自宅隣接地である申請地を譲り受けて、駐車スペース及び通路を確保しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の61・62ページの地図をご覧ください。申請地の北側と西側は宅地に、南側と東側は道路に接しています。現状はすでに駐車場及び通路となっており始末書も添付されており、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は自然流下し、日照通風等については現状のまま利用するので、影響を及ぼす恐れはありません。このことから、駐車場及び通路への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号6番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の237㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の63・64ページの地図をご覧ください。申請地の北側と東側は畑に、南側は宅地に、西側は道路に接しています。現状のままで利用し、ブロック塀を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号7番です。譲受人が、知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、大阪府八尾市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇、畑の90㎡です。申請人は現在、知覧町商工会の会員であり、商工会資材の保管場所として、申請地を譲り受けて、コンテナ倉庫を設置しようとするものです。申請地は、知覧庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の65・66ページの地図をご覧ください。申請地の西側と南側は河川に、北側は畑に、東側は水路に接しています。現状は

すでにコンテナ倉庫が設置され始末書も添付されており、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は水路へ放流し、日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、コンテナ倉庫への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

議 長 次、東委員報告をお願いします。

東 委員 審議番号8番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。譲渡人が、東京都調布市の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、田の29㎡と川辺町〇〇、畑の358㎡です。譲渡人が東京都調布市在住で、十分な管理ができないため、親戚である譲受人が申請地を譲り受けようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落と〇〇集落北側付近に位置します。詳細は、議案資料の67～70ページの地図をご覧ください。申請地の両添は、北側は道に、西側は宅地に、東側は水路に、南側は国道に、野間は、西側は道路に、南側と東側と北側は山林に接しています。現状はすでに山林となっており始末書も添付されており、土砂等が流出する恐れはなく、雨水は自然流下し、日照通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、山林への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。

次に、審議番号9番です。譲受人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。譲渡人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、畑の633㎡です。申請地は、用途地域内であり周辺も住宅地で、宅地として利用するため、申請地を譲り受けて、宅地造成しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の71・72ページの地図をご覧ください。申請地の西側と東側は宅地に、南側は畑に、北側は道路に接しています。現状のままで利用し、L型よう壁とブロック塀を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水はため舁を設け道路水路へ放流し、日照・通風等については現状のまま利用するので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、宅地造成への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 次に使用貸借権設定について報告をお願いします。東委員をお願いします。

東 委員 73ページ、審議番号1番について報告いたします。借人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇です。貸人が、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇、田の413㎡です。申請人は現在、借家住まいで手狭になってきたことから、父所有の申請地を借り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。申請地は、川辺庁舎から〇〇に〇〇kmの〇〇集落に位置します。詳細は、議案資料の74・75ページの地図をご覧ください。申請地の北側は道路に、南側と西側と東側は田に接しています。盛土を

1 m20cm 程度行い、L 型よう壁を設置するので、土砂等が流出する恐れはない。雨水はため枡を設け水路に放流し、汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理して水路へ放流し、日照・通風等については緩衝地を設けるので影響を及ぼす恐れはありません。このことから、一般住宅への転用は、やむを得ないものと判断いたしました。現地調査の報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。5 条申請のすべてにおいて、一般基準の資力及び信用ですが、添付されました書類で確認ができていますので適当であると考えます。50 ㍴、審議番号 1 番 2 番と 52 ㍴、7 番と 8 番の 1 筆と 9 番です。立地基準ですが、申請地は、都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められている区域内にある農地であることから、「第 3 種農地」の「都市計画用途地域内農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、それぞれへの転用はやむを得ないと判断するところです。次に、審議番号 3 番 4 番 5 番 8 番の 1 筆です。立地基準ですが、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、「第 2 種農地」の「その他の農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、それぞれへの転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、審議番号 6 番です。立地基準ですが、水道、下水道管又はガスのうち 2 種類以上が埋設されている幅員 4 m 以上の道路等の沿道の区域内にあつて、容易にこれらの施設の便益を享受することができ、かつ、申請地からおおむね 500m 以内に 2 以上の教育施設、医療施設その他の公共施設又は公益的施設が存在する農地に該当することから、「第 3 種農地」の「都市的環境整備農地」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

次に、73 ㍴使用貸借権の審議番号 1 番です。立地基準ですが、周囲に 10ha 以上の集団性があり、生産性が高いため第 1 種農地と判断されますが、第 1 種農地の不許可の例外である「集落接続施設」と判断されます。関係行政庁の許認可等については、特に必要なく、許可後の速やかな転用も確実であると思われることから、一般住宅への転用はやむを得ないと判断するところです。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第 53 号 農地法第 5 条申請に対する許可並びに諮問決定に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 ご異議なしと認めます。

よって議案第 53 号に係る案件については、申請どおり許可し、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。ここで暫く休憩いたします。

議 長 再開いたします。ここで事務局より説明があります。

農地係長 2ヶ所ほど訂正をお願い致します。まず1件目は31 ㍍になります。農業振興地域整備変更計画書（案）の説明で全件土地改良事業は実施されていないと説明したところですが、4 番につきましては実施されておりました。それと 51 ㍍の所有権移転の審議番号 4 番です。位置について知覧庁舎から〇〇にといいましたが、正しくは〇〇にです。

事務局長 先ほどの農業振興地域整備変更で土地改良事業等が入っているところは除外等は出来ないとの考えがありますが、工事完了が昭和 51 年という事で補助金適正化法の規定する年限を過ぎているので問題は無いと判断いたしました。

議 長 次に、日程第 12 議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法第 18 第 1 項及び 20 条 2 の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定についてを議題といたします。事務局に提案説明を求めます。

農地係長 農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。77 ㍍からになります。先ず「所有権移転」についてですが、譲渡人は、颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は颯娃町〇〇の〇〇〇〇さん他 8 件であります。理由は全て規模拡大によるものとなっております。地目の内訳は田が 4 筆の 3,723 m²、畑が 14 筆の 20,396 m²であります。申請農地の取引価格

については、10 a 当り、40,688 円～1,018,330 円で売買される予定です。地域別では、穎娃2件、知覧1件、川辺7件となっています。

次に、「賃貸借利用権」の設定であります。80 ㌥からになります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん ほか85 件になります。設定面積は、田が9 筆で7,320 m²、畑が161 筆で182,624 m²の合計170 筆の189,944 m²になります。地域別では、穎娃が40 件、知覧が17 件、川辺が29 件、合計86 件となっております

次に「使用貸借権設定」の設定であります。97 ㌥からになります。利用権を設定する者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の設定を受ける者は、穎娃町〇〇の〇〇〇〇他11 件になります。設定面積は、田が15 筆の6,220 m²、畑が46 筆の53,724 m²で合計61 筆、59,944 m²になります。地域別では、穎娃4 件、知覧7 件、川辺1 件、合計12 件となっております。以上、全ての案件について利用集積計画を確認しましたところ、その内容は基本構想に適合し、その農用地の全てにおいて耕作又は養畜の事業を行い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用することが認められ、併せて当該土地に権利を有する者の全ての同意が得られていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。ご審議方宜しくお願い致します。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたしますが、賃貸借利用権設定の番号64 番については東 委員が、議事参与の制限に該当しますので、まず該当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、ご意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、ご意見がありませんので、採決いたします。

議案第54 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に係る案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号64 番を除く案件85 件と使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに、ご異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第54 号の案件の内、所有権移転の全案件と賃貸借利用権設定の番号64 番を除く案件85 件と使用貸借利用権の設定の全案件については、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 54 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を行います。東 委員の退室を求めます。

(東 委員 退室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、ご意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質疑がございませんので、採決いたします。

議案第 54 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画の内、賃貸借利用権設定の番号 64 番については、申請どおり適当意見とすることにご異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって、議案 54 号の内、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見とすることに決定いたします。東 委員の入室を許可いたします。

(東 委員 入室)

議 長 東 委員に報告いたします。議案第 54 号農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どおり適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 13 その他でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますが、事務局は何かございませんか

事務局長 今後の日程について連絡する。

議 長 只今の件について、ご質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 他にございませんか。

議 長 「なし」の声あり

議 長 無いようでございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

議 長 これにて本日の会議を閉じ、併せて平成 30 年第 8 回南九州市農業委員会を閉会いたします。

引き続き、農地利用最適化推進会議を開催いたします。事務局に進行をお願い致します。

【 推 進 会 議 及 び 班 会 議 開 催 】

閉 会 午後 時

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 12 番 _____

会議録署名委員 13 番 _____